

Z E H建築事業者支援事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、「Z E H建築事業者支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）」第16条の規定に基づき、補助金の支払い等に関し、必要な事項を定める。

2 Z E H建築事業者支援事業を実施するため、県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者（以下「補助事業者」という。）は福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、要綱及びこの取扱要領の定めるところにより、予算の範囲内でZ E H建築事業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

建築物省エネルギー性能表示制度におけるB E L S評価機関（以下「B E L S評価機関」という。）からZ E Hマークの交付を受けた一戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も含む。）で、次に掲げる基準をすべて満たすものをいう。

ア 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。

イ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

ウ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

(2) Z E Hモデル住宅

Z E Hの販売促進を目的として建築された展示用住宅であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア B E L S評価機関からZ E Bマークの交付を受けた建築物であり、設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギー除く）し、かつ基準一次エネルギー消費量から100%以上削減（再生可能エネルギー含む）された建築物であること。

イ Z E Hと同等以上の性能を有することが確認できる建築物。

(3) 中小企業等

別表第1に定める基準に該当する事業者をいう。

(4) 事業者

県内に事業所を置き事業活動を行っている者をいう。

- (5) 交付申請者
補助事業者から補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (6) 対象住宅の完成
住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は瑕疵担保履行法付保険証書（建築確認が不要な住宅に限る。）の交付を受けた時期をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、第4条で規定する対象住宅を、建築主との請負契約により新築する請負者のうち、次の各号を全て満たす者とする。ただし、請負契約によらずに第4条で規定する対象住宅を新築する場合は、対象住宅の建築主のうち、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業等である者
- (2) 建設業法第3条に規定する建設業の許可を得ている者
- (3) 県税について滞納がない者
- (4) 対象住宅の完成後、一定期間、県民等を対象として対象住宅に係る内覧会等を実施する者

2 次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者となることができない。

- (1) 大企業（別表第1以外の企業をいう。）又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること」のいずれかに該当する中小企業等（みなし大企業）
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする中小企業等
- (3) 公序良俗に反することを事業目的とする中小企業等
- (4) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする中小企業等
- (5) 補助金を支給決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始又は特別精算開始の申立をいう。）した中小企業等
ただし、再生手続開始の申立（民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立をいう。）又は更正手続開始の申立（会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立をいう。）を行った事業所において事業活動を継続する見込がある中小企業等を除く
- (6) 直近2期連続で債務超過となっている中小企業等

3 第1項の規定にかかわらず、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（対象住宅）

第4条 交付対象者が建設する住宅（以下、「対象住宅」という。）は、県内において新築するZEH又はZEHモデル住宅であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日以降に締結した工事請負契約により建設するもの。ただし、請負契約によらずに新築する住宅の場合は、令和4年4月1日以降に建築基準法に基づく確認済証の交付を受けたもの（同法に基づく建築確認を要しない建築物である場合は、別に定める）
- (2) 経済産業省が実施する令和4年度ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業において、一般社団法人環境共生イニシアティブ（以下、「S I I」という。）に登録されたZEHビルダーが建設するもの、又はZEHプランナーが設計者であるもの。
- (3) 補助金交付申請時点で完成していないもの
- (4) 原則、補助金交付申請年度中に完成予定のもの
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定する土砂災害特別警戒区域内に新築するものでないもの。

（補助金の額）

第5条 補助事業者が交付申請者に交付する補助金の額は、定額100万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式（補助金交付申請書）に別表第2の書類を添えて補助事業者に補助金の交付申請をしなければならない。ただし、交付申請者が過去に本補助金の交付決定を受けている場合は、第1号様式に別表第3の書類を添えて補助事業者に補助金の交付申請をしなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の額の合計が要綱第2条別表2の事業費と同額になった日（以下「全額受理日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

- 3 前項の規定にかかわらず、全額受理日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について、順次抽選を行い、受理した申請に係る本補助金の交付額の合計が前項の事業費を超えない範囲で受理するものを決定する。
- 4 第2項において、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を審査して、交付申請書を受理する。この場合において、補助事業者は交付申請書及び添付書類に不備を認めた時はこれを受理せず、補正を求め、補正された後に受理する。
 - (1) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (2) 申請に係る内容に明らかな瑕疵がないこと

(補助金の交付決定)

- 第7条** 補助事業者は、前条第1項の規定により本補助金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、要綱第2条別表2の事業費の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行う。
- 2 補助事業者は、前条第1項の申請をした交付対象者に対し、第1項の決定において、本補助金を交付する場合にあっては第6号様式（補助金交付決定通知書）により、不交付とする場合にあっては第7号様式（補助金不交付決定通知書）により通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

- 第8条** 交付申請者は、前条による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。
- 2 前項の取り下げを行うときは、前条による交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までに、第8号様式（交付申請取取下届出書）を補助事業者に提出しなければならない。

(変更の承認等)

- 第9条** 交付申請者は、第7条による交付決定を受けた後に、当該決定のもととなった交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第9号様式（変更承認申請書）を補助事業者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の申請をした交付申請者に対し、その変更を承認する場合は第6号様式により通知するものとする。
 - 3 補助事業者は、第1項による変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。
 - 4 交付申請者は、前項の規定により軽微な変更と認められた事項について、第10号様式（変更届出書）を補助事業者に提出しなければならない。
 - 5 本事業に係る補助事業者の事業実施期間が終了しているときは、第1項から第4項中に「補助事業者」とあるのは「県」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(完了実績の報告)

第10条 交付申請者は、対象住宅が完成したときは、第11号様式（完了実績報告書）に別表第4の書類を添付し補助事業者に提出しなければならない。

2 前項の報告は、原則として、対象住宅が完成した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行うこととする。

(補助金の額の支給)

第11条 補助事業者は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第7条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付申請者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 補助事業者は、前項の取消しを決定したときは、第13号様式（交付決定取消通知書）により交付申請者に通知するものとする。

(報告及び調査)

第13条 交付申請者は、前条第1項各号に該当するときは、すみやかに補助事業者に報告しなければならない。

2 知事及び補助事業者は、必要があると認めるときは、交付申請者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

3 交付申請者は、前項の報告及び調査に協力しなければならないものとする。

(書類の提出)

第14条 この取扱要領により交付申請者が補助事業者に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第15条 補助金の交付等に関しては、この取扱要領によることとし、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要領は、令和4年7月6日から施行する。

別表第1（第2条関係）

中小企業等の定義

業種 （日本標準産業分類で定める業種）	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「小売業」	5千万円以下	50人以下
④「その他の業種（①～③を除く）」	5千万円以下	100人以下

- 1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

別表第2（第6条関係）

添付書類		摘要	
		個人 事業主	法人
1	登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	-	○
2	直近の財務諸表（直近3期分）	-	○
3	役員名簿（第2号様式）	○	○
4	住民票	○	-
5	直近の法人税確定申告書の写し（申請書別表一～別表二）	-	○
6	直近の所得税確定申告書の写し（申請書第一表～第二表）	○	-
7	建築士による「住宅立地区域」に関する確認書（第3号様式）	○	○
8	「住宅立地区域」を証明した建築士の建築士免許証の写し	○	○
9	建築主との工事請負契約書の写し （請負契約によらずに対象住宅を新築する場合は確認済証）	○	○
10	建設業許可証又は建設業許可証明書の写し	○	○
11	県内に事業所を有することを証する書類（県内の事業所が記載されている登記事項証明書、法人県民税納税証明書、事業者のHP等）	-	○
12	県税に未納がないことの証明書	○	○
13	交付申請者及び事業所の概要資料	○	○
14	内覧会実施同意書（第4号様式） ※請負契約により対象住宅を新築する場合のみ	○	○
15	その他知事が必要と認めるもの	○	○

別表第3（第6条関係）

添付書類		摘要	
		個人 事業主	法人
1	補助金受給状況確認書（第5号様式）	○	○
2	建築士による「住宅立地区域」に関する確認書（第3号様式）	○	○
3	「住宅立地区域」を証明した建築士の建築士免許証の写し	○	○
4	建築主との工事請負契約書の写し （請負契約によらずに対象住宅を新築する場合は確認済証）	○	○
5	内覧会実施同意書（第4号様式）	○	○
6	その他知事が必要と認めるもの	○	○

別表第4（第10条関係）

添付書類	備考
住宅の建築図面	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者名が記載されているもの ・交付申請者がZEHビルダー／プランナーでなく、設計者がZEHビルダー／プランナーの場合のみ必要
検査済証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認の検査済証の写し ・建築確認が不要な住宅の場合は瑕疵担保履行法付保険証書（供託の場合は知事が必要と認める書類）
完成写真	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の全景が分かるもの
ZEH又はZEBであることの性能表示評価書	原則、BELS評価機関の評価書
建築士によるZEH（ZEB）工事内容確認書（第12号様式）	工事監理を行った建築士が、ZEH評価書又はZEB評価書が交付された設計図書どおりに施工したことを確認した書類
内覧会実施報告書	
債権者登録申請書及び預金通帳の写し	
その他知事が必要と認める書類	